

平成30年5月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日(木) 午後2時03分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

4. 会議に出席した委員(18名)

1番	草場 學	2番	後藤 感二
3番	中村 洋子	4番	平山 政之
5番	重松 淳一	6番	山田 武二
(7番	欠 員)	8番	高松 昭夫
9番	能塚 美鶴	10番	田中 浩
11番	熊手 久雄	12番	寺崎 昇
13番	井手 博幸(欠席)	14番	白水 隆資(欠席)
(15番	欠 員)	16番	武下 博俊
17番	藤井 豊志	18番	寺崎 廣喜
19番	永利 昇	20番	柳 文子
21番	永利 春雄(欠席)	22番	草場 小夜子
23番	久光 悟		

5. 会議に出席した事務局職員(4名)

○会長 5月の連休も終わりました。クールビズも始まり、季節も春から夏へと移ってまいります。これから水稻の準備、育成、麦の収穫といよいよ農繁期を迎えます。

皆様におかれましては大変忙しい中、本総会に参集いただきましてありがとうございます。本日は議案5件、報告事項2件でございますので、委員各位の慎重な審議をお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 ただいまの出席委員は 18名で委員定足数に達しております。

なお、井手委員、白水委員、永利委員 より欠席届が出ています。

よって、平成30年5月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

先ほど、分科会にて事前審査をお願いしたところでございますが、本会議での十分なるご審議方よろしくお願いいたします。

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、9番 能塚美鶴 委員、10番 田中 浩 委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 これより日程第2 議案の審議を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について7件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は大板井の田1筆です。譲渡人から無償贈与されるものです。

(場所の説明)

次に番号2は乙隈の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号3は松崎の畑2筆です。譲渡人から持ち分2分の1が無償

贈与されるものです。

(価格、場所の説明)

次に議案書の2ページをご覧ください。

番号4は松崎の畑1筆です。農業経営を廃止することに伴う売買です。

(価格、場所の説明)

次に番号5は三沢の畑1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に番号6は三沢の田1筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

次に議案書の3ページをご覧ください。

番号7は福童の田4筆です。経営規模拡大のため売買されるものです。

(価格、場所の説明)

以上、いずれの譲り受け人も、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないと思われます。

なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第3分科会へお願いしておりましたので、第3分科会長から事前審査の結果のご報告をお願いいたします。

○第3分科会長 ご報告いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、第3分科会で慎重に審査した結果、本件所有権移転につきましては、許可相当とするとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第3分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、1件を議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の4ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明します。

番号1は、井上地内の畑1筆のうち2、638平方メートルです。農業施設を建設するため申請があったものです。

(図面で場所の説明)

当該申請者が農業用倉庫等の施設を建設するものです。

当該申請地は農業振興地域内の農用地区域、通称、青地と呼ばれるところで、その中の農業用施設用地です。用地区分が農業用施設用地というものに4月19日に変更されており、その農業用施設を建設するものであり、例外規定に該当しまして、立地基準及び一般基準ともに問題ないと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。本件につきましては、事前審査を第1分科会へお願いしておりましたので、第1分科会長から事前審査の結果についてご報告をお願いいたします。

○第1分科会長 ご報告いたします。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、第1分科会において事務局より説明を受け内容等を慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第1分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙

手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、議案第2号は原案どおり許可相当とし、意見書をつけ県に進達いたします。

○議長 続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 所有権移転4件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は干潟地内の畑2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

番号2は干潟地内の畑1筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

番号3は干潟地内の畑3筆と吹上地内の畑2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

番号4は大保地内の田2筆です。経営規模縮小のため福岡県農業振興推進機構へ売り渡すものです。

(価格、場所の説明)

なお、譲受予定者は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の所有権移転4件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第3号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について 利用権貸借1件を議題といたします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをお願いします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権貸借について、提案理由のご説明を申し上げます。

番号1は井上地内の畑3筆です。使用貸借期間の再設定を行うものです。

(場所の説明)

親子間の使用貸借の権利設定をおこなうもの。なお、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第3号農業経営基盤強化 促進法に基づく農地利用集積計画の承認について の利用権貸借1件につきまして、第2分科会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。
何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第4号は原案通り承認いたします。

○議長 続きまして、議案第5号小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について(除外)を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の8ページをお願いします。

議案第5号小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について、ご説明を申し上げます。

番号1は吹上地内の畑1筆です。転用事業者が認定こども園の駐車場を設置するため変更するものです。

(場所の説明)

当該申請地は、農振除外後においても、第1種農地に該当しますが、転用計画が土地収用法第3条第23号に規定する社会福祉法による社会福祉事業に該当するので、例外規定を適用できます。立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

番号2は山隈地内の農振農用地区内の田1筆の一部です。

転用事業者が一般貨物運送業の駐車場を設置するため、小郡市農業地域振興整備計画の変更申請が小郡市に提出されたものです。

今回、農振除外に係わる計画変更に伴い小郡市から意見を求められたものです。

(場所の説明)

農振除外においては、山隈駅からおおむね500メートル以内に有ることから第2種農地に該当します。立地基準及び一般基準ともに問題ないものと思われま。

先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長 それでは、事前審査を第2分科会にお願いしておりましたが、第2分科会長よりご報告をお願いします。

○第2分科会長 ご報告いたします。議案第5号小郡市農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について 2件の変更除外につきまして、第2分科

会で慎重に審査した結果、承認するとの意見の一致をみましたが、なお本会議での審議方よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま、第2分科会長から報告が終わりました。質疑を行います。何かありませんか。

(質問意見なし)

○議長 本案件について原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので議案第5号は原案通り承認いたします。

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項にはいります。報告事項2件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の9ページ～28ページをご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出46件につきまして報告いたします。今回件数が多いことから地区名などは省略させていただきます。

議案書9ページの番号1から10ページの番号3までは売買のための合意解約です。

次に、議案書10ページの番号4から24ページの番号35までは借手の変更による合意解約です。

次に、同じく24ページ、番号36と番号37は借賃の変更による合意解約です。

次に、議案書25ページの番号38は借手の変更による合意解約です。

次に、番号39は借手の都合による合意解約です。

次に、議案書26ページの番号40と番号41は借手の変更による合意解約です。

次に、議案書27ページの番号42から28ページの番号45までは売買のための合意解約です。

次に、番号46は契約内容の変更による合意解約です。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます

続きまして、議案書の29ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の転用届出について、2件の報告いたします。

番号1は宅地の一部に農地が残っていたため、届出が提出されたものです。

次に、番号2は露天駐車場として使用するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては議案書記載の通りでございます。

以上で報告事項を終わります。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項2件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問意見なし)

○議長 以上で本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして5月小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

平成30年5月10日(木) 午後 2時36分閉会